

新冠町アクション・プラン

～教職員の働き方改革行動計画～

平成31年 1月

新冠町教育委員会

はじめに

現在、学校には、学習指導要領のねらいや社会からの要請等を踏まえ、児童生徒に対する指導を一層充実させることが期待されており、その実現に向けては、教職員が授業や授業準備等に集中し、また、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高めることのできる環境を構築することが必要となります。

しかし、平成28年度において、北海道教育委員会（以下「道教委」という。）が実施した「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」の結果では、教職員の長時間勤務の実態が明らかとなり、時間外勤務の縮減に向けた「学校における働き方改革」の取組が喫緊の課題となっています。

このような状況の中、道教委では、学校における働き方改革を進めるため、業務改善の方向性を示した「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」を平成30年3月に策定し、市町村教育委員会へ通知するとともに、地域の実情に応じた取組を実施するように求めています。

新冠町教育委員会（以下「町教委」という。）では、この内容を踏まえ、更に地域の実情に応じ実効性のある「新冠町アクション・プラン～教職員の働き方改革行動計画～」を策定しました。

今後においては、このアクション・プランの取組について、毎年度、進捗状況を把握し取組を検証したうえで、教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備に努めてまいります。

1 働き方改革に関する国・道の動き

（1）国の動き

- | | | |
|-------|-----|--|
| 平成29年 | 6月 | 「学校における働き方改革に関する総合的な方策」に係る中教審への諮問（文部科学省） |
| 平成29年 | 8月 | 「学校における働き方改革に関する緊急提言」（中教審初等中等教育分科会学校における働き方改革特別部会） |
| 平成29年 | 12月 | 「学校における働き方改革に関する総合的な方策（中間まとめ）」（中教審） |
| 平成29年 | 12月 | 「学校における働き方改革に関する緊急提言」（文部科学省） |
| 平成30年 | 3月 | 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁） |

（2）道の動き

- | | | |
|-------|----|-------------------------------------|
| 平成30年 | 3月 | 学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」（北海道教育委員会） |
|-------|----|-------------------------------------|

2 アクション・プランの性格

本プランは、町内全ての小中学校が働き方改革を進めるため、町教委が策定するもので、今後の国・道の動向や学校における取組状況等を見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行います。

3 取組の方向性

これまでの働き方を見直し、教員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い教育の質を高めるといふ、働き方改革の目指す理念を共有しながら、取組を実行します。

「学校における働き方改革」は、学校はもとより、家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場で、学校種による勤務の様態の違いや、毎日子どもと向き合う教員という仕事の特性を考慮しつつ、その解決に向けて取り組んでいくことが重要です。

4 教育委員会及び学校の役割

(1) 教育委員会の役割

- ①町内小中学校における働き方改革を進めるための計画等を作成します。
- ②地域の実情に応じた取組を主体的に実施します。

(2) 学校の役割

- ①学校の重点目標を明確化し、全職員の共通理解のもと、働き方改革に向けた取組を、関係機関と連携しながら、主体的に推進します。
- ②「勤務時間」を意識した働き方を進め、教職員一人一人の意識改革を促進します。

5 アクション・プランの目標及び期間

(1) 目標及び期間

本プランに掲げる取組について成果の検証を行いながら着実に進めるため、当面の目標を次のとおり設定し、取組期間は平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

【目標】

1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教職員を全ての町立学校でゼロにする。

この目標を達成するため、町教委は、毎年度、進捗状況を把握し、学校における働き方改革の取組を検証しながら、具体的な学校経営指導に努め、国・道の動向を踏まえた新たな取組の追加や効果が見られない取組の見直しを行います。

また、学校は、時間外勤務等の実態を踏まえ、実情に応じた取組を主体的に検証し実施していくこととします。

(2) 平成32年度末に目指す指標

- ①部活動休養日を完全に実施（年間73日以上）している部活動の割合・・・100%
- ②変形労働時間制を活用している学校の割合・・・100%
- ③定時退勤日を月2回以上実施している学校の割合・・・100%
- ④学校閉庁日を年9日以上実施している学校の割合・・・100%

6 保護者や地域住民への理解促進

教員の長時間勤務を改善し、教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務することができる環境を整備することが、学校教育の質の向上につながります。子どもたちに対する教育は、学校、家庭、地域が連携協力して進めなければなりません。その基礎となるのは信頼関係や共通認識であり、これらの取組に当たっては、保護者や地域住民等に理解を深めてもらう必要があります。

このため、各学校においては、保護者や地域住民等に対して、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得るためにも、業務改善や教員の働き方改革について、学校評価に明確に位置付けるとともに、町教委やPTA組織との連携を図りながら学校における働き方改革について、保護者や地域住民等への普及啓発を進めます。

7 具体的な取組内容

教育委員会及び学校は、地域や学校の実情を踏まえ、次のとおり取組を行います。

Action 1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

(1) 学校課題に応じた専門スタッフ等の配置

学校の課題に応じてスクールカウンセラー、パートナーティーチャー、学習支援員等の配置及び派遣を行います。

また、北海道教育委員会が実施するスクール・サポート・スタッフを含めた専門スタッフ等の導入に向けた体制整備の検討を行います。

(2) 校務支援システム及びICT環境の整備

- ①学校内における情報共有の迅速化及び円滑化を図るため、学校内部におけるメール機能等を備えたグループウェアの導入に向けた調査・検討を行います。
- ②校務の効率化を図るため、成績処理、健康管理、連絡票、指導要録等の統合型校務支援システムの導入に向けた調査・研究を行います。
- ③授業及び授業準備等における教育の質的改善を図るため、必要に応じ、デジタル教材及びデジタル教科書を整備します。

(3) 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、地域住民が学校の教育活動を支援し、保護者や地域住民が学校運営に参画するコミュニティ・スクールの導入に向けた検討を行います。

(4) 給食費の公会計化による徴収・管理業務の負担軽減

給食費の管理業務を町教委が実施することにより、教職員の業務負担軽減を図り、子どもたちに対して効果的な教育活動が行うことができる環境を整備します。

Action 2 部活動指導にかかわる負担の軽減

(1) 部活動休養日等の完全実施

町教委は、生徒や担任教員等の健康・安全はもとより、けがの防止・心身のリフレッシュを図る観点から、全ての部活動における休養日等の完全実施に向けた取組を進めます。

①部活動休養日（年間73日以上）の実施

- ・毎週1日以上は休養日とします。（年間52日以上）
- ・毎月1日以上は土曜日、日曜日又は祝日に休養日とします。（年間12日以上）

- ・学校閉庁日は休養日とします。（年間9日以上）

※上記を基本に1年の5分の1以上の休養日を実施します。

$$1年365日 \times 1 / 5 = 73日以上$$

※大会やコンクール等の前で、やむを得ず活動を行う場合は、代替の休養日を実施します。

②部活動の活動時間

- ・平日は2～3時間程度とします。
- ・土曜日、日曜日、祝日及び長期休業期間中は、半日程度とします。

③部活動指導員の配置等

- ・道教委が実施する部活動指導員については、学校の要望に応じ、導入に向けた体制整備の検討を行います。

Action 3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

(1) ワークライフバランス（仕事と生活の調和）を意識した働き方改革の推進

学校長は、教職員がワークライフバランスの視点を積極的に取り入れる意識改革が図れるよう、月2回以上の「定時退勤日」及び年2回以上の「時間外勤務縮減強調週間」の徹底に努めるなど、教員の時間外勤務縮減を意識した学校運営を積極的に進めます。

(2) 人事評価制度等を活用した意識改革の促進

町教委は、町内小中学校における働き方改革に向けた取組状況を管理職員の人事に反映することとし、各学校においては、校長が定める「学校経営方針」や「重点目標」等に自校における働き方改革に関する視点を盛り込むとともに、管理職員の業績評価に係る目標設定に当たっては、教員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減や年次有給休暇の取得促進に関する目標等を設定します。

(3) 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

教職員が休暇を取得しやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、長期休業期間中に学校閉庁日を設定します。

①推奨期間

- ・ 8月13日から8月15日まで（3日間）
- ・ 12月29日から1月5日まで（8日間）

②服務上の取扱等

- ・ 年次休暇、特別休暇、勤務日の振替等とします。
- ・ 休暇の取得は強制しません。
- ・ 学校閉庁日に出勤することも可能です。この場合において、学校の開錠・施錠は出勤する教職員の責任において行いますので、管理職員の出勤は必要ありません。
- ・ 学校閉庁日は、部活動休養日に設定します。

③保護者等への周知方法

- ・ 町広報及び町公式ホームページにより周知します。
- ・ 学校便りによる周知

④緊急時の連絡体制

- ・ 緊急時の連絡は、町教委から学校長へ行います。

(4) 勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムの構築

勤務時間の管理については、厚生労働省から「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に示されていることから、服務監督権者である町教委は、具体的な方法を検討し、勤務時間等を客観的に把握し集計するシステムを可能な限り早期に構築します。

①システムの内容

時間管理集計機能付タイムレコーダー又はPC等による出退勤管理システムにより把握・集計を行います。

②集計後の活用方法

1週間当たりの勤務時間の把握に活用し、勤務時間の縮減方法について、随時、協議検討を行います。

Action 4 教育委員会によるサポート体制の充実

(1) 調査業務等の見直し

教職員の事務の負担を軽減するため、調査業務の精査・見直しを図るとともに、提出期間を十分確保することにより、一定期間に調査業務が集中することがないように取組みます。

(2) 勤務時間に関する制度の有効活用

変形労働時間制、週休日の振替に係る勤務時間のスライド・振替期間等の特例、週休日における勤務時間の割振り変更等の制度が有効に活用されるよう、学校に対して周知を図ります。

(3) メンタルヘルス対策の推進

教職員のメンタルヘルス対策を推進するため、ストレスチェックの実施について検討するとともに相談体制の充実を図ります。

(4) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

生徒指導上の諸問題が深刻化し、学校だけでは解決が困難な事案や児童生徒の生命・身体の安全を脅かす等、緊急な対応が必要な事案が発生した場合は、町教委が町部局や関係機関と連携し支援します。

(5) 学校行事の精選及び見直し

学校に対し、国・道が示す取組事例等を参考に、学校行事の精選及び内容の見直しを推進します。

(6) 連絡網システム導入の推進

災害等の緊急時において、保護者等への迅速かつ確実な連絡体制を整備するため、各学校での一斉メール配信等による連絡網システムの導入を推進します。

また、不審者情報・熊出没情報・部活動・その他学校行事全般における連絡・広報手段として活用することにより、学校運営の円滑化を図ります。